## 佐賀県規則第25号

県税事務所管理規則の一部を改正する規則

県税事務所管理規則(昭和40年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第2条 略	第2条略
2 前項に定めるもののほか、佐賀県税事務所に <u>滞納整理特別対策</u> <u>室及び</u> 自動車税課を置く。	2 前項に定めるもののほか、佐賀県税事務所に自動車税課を置く。
	3 佐賀県税事務所にあっては、第1項に規定する課税課に代えて
	<u>次の課を置く。</u>
	課税第一課
	課税第二課
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課 略	総務課 略
課税課	課税課
(1) 県税(佐賀県税事務所にあっては法人の県民税、事業税、不	(1) 個人の事業税及び不動産取得税(次号及び第3号において
<u>動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉱区</u>	<u>「個人事業税等」という。)</u> の賦課等に関すること。
税、固定資産税、核燃料税、狩猟税及び産業廃棄物税並びにこ	
れらに係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金(以下	
「過少申告加算金等」という。) をいい、唐津県税事務所及び武	
雄県税事務所にあっては個人の事業税及び不動産取得税をい	
<u>う。次号から第 4 号までにおいて同じ。)</u> の賦課等に関するこ	
と。	
<u>(2) 県税の課税標準に係る調査及び検査に関すること。</u>	
<u>(3)</u> 県税に係る犯則取締に関すること。	<u>(2)</u> 個人事業税等に係る犯則取締に関すること。

## 改正前

- (4) 県税の賦課等に係る争訟に関すること。
- (5) 略

納税課(<u>第14号から第22号まで</u>の分掌事務については、佐賀県税 事務所に限る。)

- (1) 徴収金(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。第4号及び第7号において同じ。)及び過料の徴収に関すること。
- (2)~(7) 略
- (8) 延滞金の減免に関すること。
- (9)~(11) 略
- (12) 納税貯蓄組合に関すること。
- <u>(13)</u>・<u>(14)</u> 略
- (15) 県民税利子割及びこれに係る過少申告加算金等の賦課等に 関すること。
- <u>(16)~(25)</u> 略
- 2 佐賀県税事務所滞納整理特別対策室の分掌事務は、次のとおり とする。
  - (1) 徴収金(法第48条に規定する市町民税に係る徴収金に限る。 次号及び第3号において同じ。)及び過料の徴収に関すること。
  - (2) 徴収金の滞納処分に関すること。
  - (3) 徴収金の徴収に係る争訟に関すること。
  - (4) 市町の徴収に関する技術的な支援に関すること。

## 改正後

- (3) 個人事業税等の賦課等に係る争訟に関すること。
- (4) 略

納税課(<u>第13号から第18号まで、第20号及び第21号</u>の分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。)

- (1) 徴収金(<u>佐賀県税事務所及び武雄県税事務所にあっては、</u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第48条に規定する市町民税に係る徴収金を含む。<u>第2号、</u>第4号及び第7号において同じ。)及び過料の徴収に関すること。
- (2)~(7) 略
- (8) 延滞金<u>(佐賀県税事務所及び武雄県税事務所にあっては、法</u> 第48条に規定する市町民税に係る延滞金を含む。) の減免に関す ること。
- (9)~(11) 略
- <u>(12)</u>・<u>(13)</u> 略
- (14) 県民税利子割及びこれに係る過少申告加算金等<u>(過少申告</u>加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。以下同じ。)の賦課等に関すること。
- <u>(15)</u>~<u>(24)</u> 略

76-7-24	7L-T/#
改正前	改正後
3 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。	<u>2</u> 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 自動車取得税及びこれに係る <u>過少申告加算金、不申告加算金</u> <u>及び重加算金</u> の賦課徴収等に関すること。	(4) 自動車取得税及びこれに係る <u>過少申告加算金等</u> の賦課徴収等 に関すること。
(5) 略	(5) 略
	3 佐賀県税事務所の課税第一課及び課税第二課の分掌事務は、次 のとおりとする。
	課税第一課
	(1) 法人の県民税、事業税、不動産取得税、鉱区税、固定資産税
	<u>及び核燃料税並びにこれらに係る過少申告加算金等(次号及び</u> 第3号において「法人県民税等」という。)の賦課等に関するこ
	<u> </u>
	<u>(2) 法人県民税等に係る犯則取締に関すること。</u>
	(3) 法人県民税等の賦課等に係る争訟に関すること。
	課税第二課
	(1) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、狩猟税及び産業
	廃棄物税並びにこれらに係る過少申告加算金等(次号及び第3
	号において「県たばこ税等」という。) の賦課等に関すること。
	<u>(2) 県たばこ税等に係る犯則取締に関すること。</u>
	(3) 県たばこ税等の賦課等に係る争訟に関すること。
	<u>(4) 免税軽油使用者証及び免税証の交付に関すること。</u>
	(5) 県税の課税標準等に係る調査及び検査に関すること。
(職制)	(職制)
第5条 県税事務所に所長 <u>、室に室長</u> 、課に課長を置く。	第5条 県税事務所に所長、課に課長を置く。

改正前	改正後
2 略	2 略
3 室に副室長を置くことができる。	
<u>4</u> ・ <u>5</u> 略	<u>3</u> ・ <u>4</u> 略
(職務)	(職務)
第6条略	第6条略
2 略	2 略
3 <u>室長又は</u> 課長は、上司の命を受けて、その <u>室又は</u> 課の事務を掌	3 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。
理する。	
4 副室長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。	
<u>5</u> 略	_ <u>4</u> 略
6 前条第5項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受	<del></del>
けて、県税事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理	けて、県税事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理
する。	する。
(所長の専決事項)	(所長の専決事項)
第8条略	第8条略
2 <u>室長、</u> 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のう	2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所
ち、所長が定めるものを専決することができる。	長が定めるものを専決することができる。
3 略	3 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。